

こんにちは

日本共産党

横浜市議団です

日本共産党
横浜市会議員団

2007. 11. 21号

横浜市中区港町1-1(市庁舎内)

電話 671-3032 FAX 641-7100

E-mail: info@jcp-yokohama.com

http://www.jcp-yokohama.com/

減免制度の周知が拡大に



決算特別委員会での中島議員

税制改悪が続く中、高齢者を始めとする多くの庶民は増税に苦しめられています。

市民税には減免規定がありますが、それを知らずに税金の

支払いに苦しんでいる市民も多いようです。

昨年度、川崎市では1738件の減免実績があったのに対して、人口が約3倍の横浜市ではわずか228件でした。

10月に開催された決算特別委員会で、中島文雄議員(鶴見区選出)は、減免制度を市民に広く知らせよう要求しました。

それに対して行政運営調整局は、減免制度の周知について、広報や区役所窓口での案内

など従来の方法に加え、10月から市税のホームページに掲載し、11月からはすべての項目に掲載した案内チラシを区役所の窓口に出し、と答えました。さらに、来年6月に発送する納税通知書の説明欄にも失職等により所得が少ない場合という欄を追加するなど、周知徹底に努めると約束しました。

横浜型の減免制度を

中島議員は、最低生活費を参考にした横浜型の市民税減免制度をつくるとともに、市税滞納者に対して1万6000件にもおよぶ差し押さえ等の罰則第一主義ではなく、個々の事情に対応した丁寧な収納相談を行うべきと主張しました。しかし、局長は横浜型の市民税減免制度には応じませんでした。

減免が受けられるのは

- 災害によって住宅、家財が滅失された場合
- 生活保護を受けている場合
または生活保護に準ずる場合
- 前年の所得が一定額以下で、
1か月以上失職等によって所得がない場合や前年と比べて所得減少した場合(右表) など

申請は、印鑑・納税通知書、申請の理由を明らかにするものをもって、区役所税務課市民税担当へ



公益上その他の事由で減免になる場合の主なケース

	配偶者・扶養控除後の前年合計所得金額	減免率
1か月以上失職等によって収入がない者	300万円以下	失職中の納期の全額
	350万円以下	失職中の納期の8/10
	420万円以下	失職中の納期の6/10
賦課期日以降の合計所得金額の見込みが前年中の合計所得金額の3/10以下に減少した者	300万円以下	その納期の7/10
	350万円以下	その納期の5/10
	420万円以下	その納期の3/10
賦課期日以降の合計所得金額の見込みが前年中の合計所得金額の5/10以下に減少した者	300万円以下	その納期の6/10
	350万円以下	その納期の4/10
	420万円以下	その納期の2/10
賦課期日以降の合計所得金額の見込みが前年中の合計所得金額の7/10以下に減少した者	300万円以下	その納期の3/10